

静岡市において電子契約を導入します

| | |
|------------|---|
| ◆ アピールポイント | 静岡市におけるDX推進の一環として、受注者の皆様の利便性向上と負担軽減を図るため、電子契約を導入します。 |
| ◆ 内容など | <p>1 電子契約とは インターネット回線を利用して、発注者及び受注者の承認をもって契約が締結されるものです。 【県内の状況】浜松市：導入済み、静岡県：令和5年10月導入予定</p> <p>2 電子契約のメリット (1) 契約書の製本が不要となり、紙での保管が必要なくなります。 (2) 契約書への押印が不要となり、契約書の送付や持参の必要がなくなります。 (3) 契約時における収入印紙が不要です。</p> <p>3 電子契約システム提供者 GMO グローバルサイン・ホールディングス株式会社</p> <p>4 利用者負担 利用者はインターネット環境とメールアドレスがあれば利用可能であり、費用負担はありません。</p> <p>5 電子契約の対象案件 10月以降に契約課が公告する建設工事及び建設業関連業務の一部が対象となります。 ※電子契約システムの利用を希望しない場合は、従来どおり紙による契約締結も可能です。 ※物品調達及び委託業務等に関しては、令和6年度以降に導入していく予定です。</p> <p>6 電子契約の事業者説明 静岡市役所契約課所管のホームページに、電子契約の概要及び電子契約の流れ等について、掲載しております。(10月2日から) 【契約課ホームページアドレス】https://www.city.shizuoka.lg.jp/908_000046.html</p> |

別紙資料 有 ・ 無

【問合せ】 契約課 (静岡庁舎 10階)
担当 井柳、浅井
電話 054-221-1346

電子契約システムでメール認証などを行い
 契約当事者間の同意に基づく
サービス事業者（立会人）の電子証明書(※) で署名



受注者はインターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能。費用負担もありません。

※電子証明書：電子申請の際、申請者が送信する電子データが原本であること、改変されていないことを証明するためのもの

電子契約の主なメリット

- 1 締結コストを削減
- 2 締結手続きの高速化
- 3 ガバナンス（内部統制）強化

| | 紙の契約 | 電子契約 |
|-----|---------------|----------------|
| 形式 | 紙の書面 | 電子データ（PDF） |
| 押印 | 印鑑 or サイン（押印） | 電子署名 |
| 送付 | 送付・持参 | インターネット（電子メール） |
| 保管 | 書棚 | サーバー |
| 印紙 | 必要 | 不要 |
| 証拠力 | あり | あり |